

令和8年第4回定例教育委員会

令和8年4月23日（木）午後2時30分
江別市教育庁舎 大会議室

出席者	教育長 委員 委員 委員 委員	黒川淳司 麓美絵 新館忠義 兼子弘詔 松田久美	説明員	教育部長 教育部次長 学校教育支援室長 総務課長 総務課参事 総務課主幹 学校教育課長 教育支援課長 教育支援課参事 給食センター長 生涯学習課長 スポーツ課長 情報図書館長 郷土資料館長 セラミックアートセンター長 兼平一志 本田拓也	佐藤学 藤田修 稻田征己 松井謙美 伊藤麻美 清水孝則 水口武介 前田佑介 米山昌樹 三浦洋真 星野真行 松井正之 佐野之範 堀井修 兼平一志 本田拓也
			記録員 傍聴者	総務課総務係長 なし	

1 報告事項

- (1) 令和8年度学校選択制に係る入学状況について

2 審議事項

- (1) 令和8年議案第14号
江別市教育委員会の所管に係る江別市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の制定について
- (2) 令和8年議案第15号
第1地区教科用図書採択教育委員会協議会委員の選出について
- (3) 令和8年議案第16号
江別市学校運営委員会委員の補欠委員の委嘱について
- (4) 令和8年議案第17号
江別市教育支援委員会委員の補欠委員の委嘱について

3 その他

- 各課所管事項について
- (1) 陳情書、要望書及び「市民の声」に係る処理経過について
- 次回教育委員会予定案件について
- 令和8年第5回定例教育委員会の日程について

会 議 録	
黒川教育長	(開会) ただいまから、令和8年第4回定例教育委員会を開会いたします。 本日の議事日程は配付のとおりであります。 会議に先立ち、本日の会議録署名人を新館委員にお願いいたします。 それでは、議事に入ります。 1の報告事項(1) 令和8年度学校選択制に係る入学状況についての報告を求めます。 水口学校教育課長お願いします。
水口学校教育課長	報告事項(1) 令和8年度学校選択制に係る入学状況についてご報告申し上げます。 はじめに、学校選択制の決定までの経過につきまして、令和8年度の小中学校入学予定者の保護者に対し、昨年8月中旬に制度案内や申請書等の資料を送付し、10月から11月までの約1か月間、学校選択希望の申請を受け付けました。その結果、希望者数が、それぞれの学校の受入れ枠内であったため、希望する全員に対して受入れの決定を行い、その後、転入や転居などに伴う変更を経て、本年4月1日時点の入学人数が確定いたしましたので、その内容について、ご報告するものであります。 それでは、資料をご覧ください。こちらの表には、学校選択制及び特認校制度による入学人数を学校別に記載しております。まず、表の左から2列目の網掛け①の当初校区内の入学人数は、通学区域における当初の入学予定者数です。その二つ右の網掛け②は、令和8年度における選択制等による入学人数であり、また、その二つ右の網掛け③は、その校区の学校から選択制等により他の学校を希望した児童生徒数であります。また、その二つ右の網掛け「新1年生の入学人数」は、通学区域による入学予定者の人数に、選択制等に伴う人数の増減を反映させた入学人数であり、その右の列には、1年生の普通学級数を記載しております。さらに、学級数の右隣の「②の内訳」では、どの校区から何人がその学校を選択したかを記載しております。例えば、一番上の江別第一小学校には、豊幌小学校校区から1人、北光小学校校区から2人、上江別小学校校区から1人の計4人が希望しておりました。次に、網掛け②の小中学校別の小計と合計でございます。これは本年4月1日現在の学校選択制及び特認校制度による入学人数であります。小学校が48人、中学校が82人の計130人であり、昨年の148人に比べ、18人の減となりました。次に、入学人数総数に占める割合であります。下の欄外に記載のとおり、小学校が5.6%、中学校が8.1%で、全体では6.9%でありました。なお、希望者が多かった学校であります。小学校では、江別第二小学校の11人、野幌若葉小学校の9人であり、中学校では、中央中学校が19人、次いで、江別第一中学校と大麻中学校の17人でありました。また、表の一番右側の網掛けには、参考として、令和7年度中の転入者のうち、学校選択制を利用した人数を記載しており、小学校が3人、中学校が1人の計4人でありました。 最後に、学校選択制の申請の受付に関しましては、令和5年度から全中学校区で導入した小中一貫教育との兼ね合いもあることから、小中一貫教育の趣旨を充分にご理解いただいた上で、学校選択制の利用の判断ができるよう、周知に努めているところであります。 以上であります。
黒川教育長	ただいま報告のありました、令和8年度学校選択制に係る入学状況について、質問等がございましたらお受けします。
松田委員	数字を確認させていただきますと、合計のところが一番左の網掛けの1,872人と一番右の網掛けの新1年生の入学人数が1,872人で一致しています。また左から3番目の網掛けの130人と二つ隣の列の移動減の人数が130人が一致しています。この数字というのは、市外から転入した人数や市外へ転出した人数は含まれず、市内での移動の動きを捉えた表ということでよろしいでしょうか。
水口学校教育課長	基本的にこの表は市内における移動を示しておりまして、年度が明けてからの移動については一番右側のすべて網掛けが入っている令和7年度中の転入学児童生徒の欄に記載されておりますので、令和8年度を迎えてから転入してきて学校選択制を希望する児童生徒数についてはこちらの欄に入ってくるようになります。
松田委員	令和8年度に入ってから市外から転入した際に学校選択制を希望した児童生徒については、この表の中に入っているということでしょうか。あるいはこの表は学校選択制や特認校制度を利用しようとしている市内の児童生徒の動きということで、市外から転入してきたあるいは市外へ転出する児童生徒の人数の把握というのはこの中に含まれていないとい

水口学校教育課長	うことでしょうか。
黒川教育長	左側の網掛け以外の表については、あくまでも市内での人数と捉えていただければよろしいかと思います。
松田委員	令和８年度中の転入というのは現段階で記載できないので、来年度に作成したこの表の一番右側の欄には、令和８年度中の転入学児童生徒数が記載されるとご理解いただければと思います。
稲田学校教育支援室長	市外からの動きと市外への動きというのは、一番右側の欄に記載されるということでしょうか。
	この表は４月１日時点での表になりまして、新１年生になるタイミングで市内に転入して来る児童がいた場合、最初に住所から校区が一旦決まるのですが、そのタイミングで学校選択制を利用するという方はこの表の数字の中に入ってきます。４月１日を過ぎて年度が始まってからの転入については、一番右側の網掛けの表で整理されることとなりますので、４月１日時点で一旦校区の人数というのが決まって、そこから学校選択制で学校を変えたという児童生徒が数字の移動として表れるということでございます。
麓委員	学校選択制の案内をする際には、小中一貫教育の説明をするということですが、今の結果をお聞きすると、令和７年度と令和８年度に学校選択制を希望された方の人数を見るとそんなに大きな差がないように感じます。小中一貫教育を進めていく中でも学校選択制を利用する理由というのは特に何かあるのかお聞かせください。
水口学校教育課長	学校選択制と小中一貫教育との関係性につきまして、学校選択制の申請を受ける際にはその理由を問わないため、小中一貫教育との直接的な関連性まではわかりませんが、数年に一回行っている事後のアンケート調査があり、直近では本年２月に行っております。また、学校選択制については通学区域審議会で論議いただいております。５年に一回学校選択制に係る検証を行ってございます。今ほど申し上げました通学区域審議会で令和９年度以降の方針を協議することとされておりますので、今ほど申し上げたアンケート調査結果を踏まえるほか、小中一貫教育の導入後の学校選択制の申請や利用状況の経年変化を見ながら検討していく予定であります。
	そのほか質問はございませんか。
黒川教育長	(質疑終了)
	それでは、本報告について終了してよろしいですか。
	(一同了承)
	続いて、２の審議事項に入ります。
	審議事項（１）議案第１４号 江別市教育委員会の所管に係る江別市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の制定についての説明を求めます。
	松井総務課長お願いします。
松井総務課長	議案第１４号 江別市教育委員会の所管に係る江別市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の制定について、ご説明いたします。
	資料の３ページをご覧ください。１の制定理由についてですが、市における行政手続のうち、法令により定められている手続については、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」いわゆる「デジタル手続法」の規定に基づき、既にオンライン化・電子化が可能となっております。一方、本市の条例等に基づく手続については、デジタル手続法の適用対象外であるため、これらの手続をオンライン化・電子化するには、条例等において必要な規定を新たに整備することが必要となっております。このため、条例等に基づく手続に関しても、市民の利便性向上及び行政運営の効率化を推進するため、オンライン化・電子化が可能となるよう、市では教育委員会を含めた行政委員会などを対象とした通則条例として、本年３月に江別市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を公布・施行したところであります。また、それを踏まえて条例に定められた手続きを適正に運用するため、市では条例施行規則を制定しており、今回、教育委員会においても同様に規則を制定しようとするものであります。
	次に、２の本年３月に公布・施行されました江別市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例についてですが、主な内容として、（１）行政手続のオンライン化・電子化については、条例等で「書面などで行う」と定められている手続（申請や届出、処分の通知、資料の閲覧、書類の作成など）を、オンラインや電子で行えるようにするための基本的なルールを定めたものであり、（２）オンライン手続における電子署名や添付書類の省略につ

黒川教育長	いては、条例等で氏名等を明らかにする方法として署名や書面（住民票の写し等）での確認が求められている手続について、マイナンバーカード等を使用することで、電子署名や添付書類の省略を可能とするものであります。また、（３）オンライン手続が可能な手続の公表については、オンラインで利用できる手続について、市のホームページなどで公表し周知していくものであります。 次に、３の市が制定した江別市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則についてですが、これは行政手続のオンライン化・電子化を具体的を実施するための規則であり、規則の趣旨や規則で使用している用語の定義、電子申請の手続に関することなどを主な内容として、全１５条で構成されております。 資料戻っていただき、１ページをご覧ください。１の制定理由については、今ほど申し上げたとおり、条例に定められた手続きを適正に運用するため制定するものであり、２の制定規則については、２ページをご覧ください。条例の施行については、今ほど申し上げました市が定めた「江別市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則」の例によるとしております。 以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。 ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けいたします。 （質疑なし） それでは、議案第１４号 江別市教育委員会の所管に係る江別市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の制定についてを承認することにご異議ありませんか。 （一同了承） それでは、そのように承認いたします。 次に、審議事項（２）議案第１５号 第１地区教科用図書採択教育委員会協議会委員の選出についての説明を求めます。
水口学校教育課長	水口学校教育課長お願いします。 審議事項（２）令和８年議案第１５号 第１地区教科用図書採択教育委員会協議会委員の選出について、ご説明申し上げます。 はじめに、２ページの協議会規約をご覧ください。同協議会は、第２条に記載のとおり、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第１３条第４項の規定に基づき、第１地区教科用図書採択地区内の、市町村立の小学校及び中学校において使用する、教科用図書の採択に関する協議を行うことを目的に設置されているものであります。また、第３条に記載のとおり、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村の７市町村の教育委員会で構成されており、第４条第１項には、協議会は関係市町村教育委員会が選任した各１名の委員をもって構成することとされており、その任期は同条第３項において１年と定められております。 １ページにお戻り願ひます。今ほど申し上げました協議会規約に基づき、１に記載のとおり、同協議会委員に、黒川淳司教育長を選出することについて、承認を求めるものであります。 以上、ご説明申し上げますので、ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。 ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けいたします。 （質疑なし） それでは、議案第１５号 第１地区教科用図書採択教育委員会協議会委員の選出についてを承認することにご異議ありませんか。 （一同了承） それでは、そのように承認いたします。 次に、審議事項（３）議案第１６号 江別市学校運営委員会委員の補欠委員の委嘱についての説明を求めます。
黒川教育長	清水教育政策担当主幹をお願いします。 令和８年議案第１６号 江別市学校運営委員会委員の補欠委員の委嘱について、ご説明いたします。 江別市学校運営委員会は、学校運営及び当該運営に必要な支援に関して協議する機関として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４７条の５及び江別市立学校における学校運営委員会の設置等に関する規則に基づき設置しております。学校運営委員会委員は、
清水教育政策担当主幹	清水教育政策担当主幹をお願いします。 令和８年議案第１６号 江別市学校運営委員会委員の補欠委員の委嘱について、ご説明いたします。 江別市学校運営委員会は、学校運営及び当該運営に必要な支援に関して協議する機関として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４７条の５及び江別市立学校における学校運営委員会の設置等に関する規則に基づき設置しております。学校運営委員会委員は、

黒川教育長	令和7年4月23日から令和9年3月31日までの任期で委嘱しておりますが、新年度における教職員の人事異動や、PTA役員の交代等に伴い、各小中学校で欠員が生じたことから、この度、補欠委員として各学校長から推薦のありました31名の方を新たに委嘱したいと考えております。 資料1ページをご覧ください。1の委員候補者につきましては、2ページから13ページまでの委員名簿において、氏名の左側に○印が付いている方となっております。なお、新たに委嘱する委員の内訳は、保護者9名、地域住民3名、教職員19名となっております。次に、2の補欠委員の任期につきましては、前任者の残任期間となることから、本日、ご承認いただいた日から令和9年3月31日までとしたいと考えております。 以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けいたします。 (質疑なし) それでは、議案第16号 江別市学校運営委員会委員の補欠委員の委嘱についてを承認することにご異議ありませんか。 (一同了承) それでは、そのように承認いたします。 次に、審議事項(4) 議案第17号 江別市教育支援委員会委員の補欠委員の委嘱についての説明を求めます。
前田教育支援課長	前田教育支援課長お願いします。 審議事項(4) 令和8年議案第17号 江別市教育支援委員会委員の補欠委員の委嘱についてご説明申し上げます。 資料をご覧ください。はじめに、江別市教育支援委員会は、障がいのある子どもたちの適切な就学先について、調査、審議及び答申を行う機関であり、江別市教育支援委員会条例に基づき、医師や学識経験者等を含む計18名に、委員の委嘱を行っております。現在の委員の任期は、令和7年6月1日から令和9年5月31日までの2年間ですが、人事異動により、欠員が生じたため、補欠委員の選考手続きを進め、1の補欠委員候補者に記載のとおり、豊幌小学校から推薦を受けた、大石篤史氏ほか、計4人を新たに委嘱しようとするものであります。2の委員の任期は、令和8年4月23日から、前任者の残任期間である令和9年5月31日までであります。3の委員名簿は、新委員を含めた委員の名簿を、裏面の2ページに記載しておりますのでご参照願います。 なお、教育支援委員会においては、小中学校への就学時の学びの場の審議のほか、通常学級から特別支援学級、特別支援学級から通常学級への転籍についても審議を行っております。 以上、ご説明申し上げましたので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。 ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けいたします。 (質疑なし) それでは、議案第17号 江別市教育支援委員会委員の補欠委員の委嘱についてを承認することにご異議ありませんか。 (一同了承) それでは、そのように承認いたします。
黒川教育長	続いて、3のその他、各課所管事項についてに入ります。 (1) 陳情書、要望書及び「市民の声」に係る処理経過についての説明を求めます。 松井総務課長お願いします。
松井総務課長	陳情書、要望書及び「市民の声」に係る処理経過についてご説明いたします。 資料をご覧ください。令和7年10月から令和8年3月までの間に、陳情書、要望書の教育委員会関係分として処理したものは、1ページ及び2ページに掲載の12件です。また、令和7年10月から令和8年3月までの間に、「市民の声」の教育委員会関係分として処理したものは、3ページ及び4ページに掲載の16件です。詳細は、資料記載のとおりであります。 以上です。
黒川教育長 松田委員	ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けします。 処理区分として「文書」から「その他」まで4項目あり、印の入っていない欄(ハイフン)がありますが、件名が「～要望書」となっていたり、受付方法が「来庁」であれば処

松井総務課長	理区分は「文書」になるかと思いますが、処理区分に印が入っていないのには何か理由がありますでしょうか。 陳情書や要望書等の受付方法につきましては、記載のとおり来庁、メール、郵便等いろいろございますが、「文書」、「口頭」、保留」、「その他」の処理区分については、回答を求められているものにつきましてはそれぞれの案件に応じて回答しているというものでありまして、ハイフンとしている項目については、回答を求められていないため回答していないということでございます。
松田委員 松井総務課長 黒川教育長	「処理区分」というのは処理をした際の内容の区分ということでよろしいでしょうか。 委員ご指摘のとおりでございます。 そのほか質問はございますでしょうか。 (質疑終了) 本件は、これで終了いたします。 次に、次回教育委員会予定案件及び日程について、説明願います。 松井総務課長お願いします。
松井総務課長	今回の教育委員会の案件でございますが、報告事項として、令和7年度学校評価の結果報告について、令和7年度一般財団法人江別市スポーツ振興財団の決算に関する報告について、審議事項として、財産の取得（小中学校学習者用タブレットコンピュータ）について、江別市奨学審議委員会委員の補欠委員の委嘱についてをはじめとした各委員会等の補欠委員の委嘱について、4件を予定しております。
黒川教育長	また、次回の定例教育委員会の日程でございますが、5月22日金曜日午後4時00分からと考えておりますが、各委員のご都合等はいかがででしょうか。 ただいまありましたように、次回の定例教育委員会は、5月22日金曜日午後4時00分からということで、皆様よろしいですか。 (一同了承) 以上をもちまして、令和8年第4回定例教育委員会を終了いたします。 (閉会)

終了 午後3時6分

署名人（教育長） 黒川 淳司

署 名 人 新館 忠義